

第25回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録

1. 日時 平成22年6月22日(火) 10:00～11:30

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 A,B会議室

3. 出席者(敬称略,順不同)

出席委員:宮野議長(日本原子力学会 標準委員会 委員長),森下(日本機械学会 発電用設備規格委員会 委員長),関村(日本電気協会 原子力規格委員会 委員長),宮口(日本機械学会 発電用設備規格委員会 副委員長),波木井(日本機械学会 発電用設備規格委員会 幹事),越塚(日本電気協会 原子力規格委員会 幹事),小山(日本機械学会 発電用設備規格委員会 原子力専門委員会 委員長)

常時参加者:大島(原子力安全・保安院),角田(内閣府),佐藤(原子力安全基盤機構),釘宮(原子力安全基盤機構),百々(日本原子力技術協会),瀧口(日本建築学会)

オブザーバ:愛川(日本溶接協会),河井(日本原子力技術協会),永田(日本電機工業会),渡邊(日本電機工業会)

日本機械学会 発電用設備規格委員会 事務局 高柳

日本原子力学会 事務局 標準委員会担当 岡村,谷井

日本電気協会 原子力規格委員会 事務局 森,高須,国則,田村,大東,井上 (26名)

4. 配付資料

資料 No.25-1 第24回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録(案)

資料 No.25-2-1 平成22年度活動計画(改訂1) 日本機械学会 発電用設備規格委員会 原子力専門委員会

資料 No.25-2-2 平成21年度活動実績及び平成22年度活動計画 日本電気協会 原子力規格委員会

資料 No.25-3 規格基準の体系的整備の促進について

資料 No.25-4 原子力関連学協会規格類協議会 幹事会議事概要

資料 No.25-5 性能規定化に対する規格の位置づけ及び規格の構成について

参考資料-1 原子力関連学協会規格類協議会 名簿

参考資料-2 原子力関連学協会規格類協議会 運営要綱

参考資料-3 日本機械学会 発電用設備規格委員会 制定規格

参考資料-4 日本原子力学会標準一覧表

参考資料-5 日本電気協会 原子力規格委員会 策定規格

5.報告事項

(1)協議会議長選出

日本原子力研究開発機構 森下氏が日本機械学会 発電用設備規格委員会 委員長に就任された

ことに伴い、運営要綱第4条[会議の議長]に則り、森下委員長と日本原子力学会 標準委員会 宮野委員長が事前に協議した。宮野委員長より、規格類協議会は3学協会のコンセンサスを得る場であることから、協議会開催毎に交互に議長を行うことの報告があり、本日は宮野委員長が議長を務めることになった。

(2)委員変更及びオブザーバ出席の紹介

事務局より、参考資料-1に基づき、委員変更及びオブザーバ出席の紹介があった。

なお、原子力学会では、副委員長、幹事として複数名が承認されたので、名簿に反映することとした。

(3)前回議事録確認

事務局より、資料 No.25-1 に基づき、前回議事録(案)(事前に配付しコメントを反映済み)について紹介があり、原案通り承認された。

(4)報告事項

1)各学協会の平成 22 年度活動計画について

a)日本機械学会

小山委員より、資料 No.25-2-1 に基づき、日本機械学会 原子力専門委員会の平成 22 年度活動計画（前回報告からの変更分）についての報告があった。主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・補足として、今の FBR 規格はもんじゅの許認可をベースにしている。2025 年に FBR 実証炉の計画があり、その実証炉設計に使われる新しい材料の高温構造規格を 2012～2016 年に規格化していく計画であり、今回それを反映したものである。
- ・FBR の燃料に関わる規格が必要と考えるが、原子力学会と機械学会でどう分担するのか。個別の課題については別途検討し、協議会に報告することとしたい。

b)日本電気協会

事務局より、資料 No.25-2-2 に基づいて、日本電気協会の平成 22 年度活動計画（前回未報告分）について報告があった。主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・機械学会では NQA を議論していこうとの話があったと思うが、電気協会の品質保証規格 JEAC4111 とはどのような分担関係になるのか。

機械学会で議論し、一部検討を始めているものとして、体系化がある。これは最終的には認証、認定に結びつくもので、NCA に相当する General Requirement として関連法規類とその役割を規定する章を作り、それと対になり NQA に相当する QA レコードを作っていく。機械学会として定めるものなので、範囲は機器の設計・建設とし、主たる対象者は製造メーカーとなる。従って、主たる対象者が事業者である電気協会の JEAC4111 とはスコープ、対象者が異なる。あくまで設計・建設に特化し、メーカーがやらなければならないことを細かく、より具体的な要求事項として規定し、要求事項の裏返しとして認証・認定に発展出来る様にする事を考えている。

- ・機械学会の規格と、ASME との関係はどういうものになるのか。

Sec. の NQA は原子力全体に亘るものなので大きなものだが、JSME で考えているのは NCA に対応する General Requirement と、それに対する QA コードを作るものであるので、NQA の一部を切り出すというイメージに近い。

- ・設計時はメーカーだけかも知れないが、建設時には事業者も関与する事になるので、対象者は必ずしもメーカーだけと言う事ではないのではないかと思われる。

2) 原子力安全・保安院からの報告

a) 規格基準の体系的整備の促進について

大島氏(原子力安全・保安院)より、資料 No.25-3 に基づき、規格基準の体系的整備の促進についての報告があった。主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・補足として、昨日の基本政策小委員会で2つのコメントがあった。1つはエンドースが遅いということであり、これに対しては整備計画/年度計画を基に学協会と調整していきたいと考えている。重要なのは優先度であり、1学協会だけの優先度ではなく横並びでの優先度もあるため、それを含めて調整したい。もう1つは、学協会の規格策定に規制側が積極的に参加してほしいと言うものだが、新しい体制では NISA だけでなく JNES も技術評価を対象としている規格の分科会、作業会に参画したいと思っている。特に規制側が出てほしいという分科会、検討会等の要望があれば是非教えて欲しい。
- ・スピードアップを図ろうという体制は良いのだが、外部専門家を含めて技術評価書を査読する体制を JNES 内に構築する、かつ若手を出来るだけ育て集めると言う事だが、逆に硬直化する事も考えられる。学協会規格だけ又は法律だけ理解してもだめだと思う。
査読の話と専門家の若手に入って頂く評価委員会の話は異なる。査読は JNES の中で担当者が作る技術評価書の案を評価委員会にかけの前にチェックするものであり、一次的なチェックとして実施するものである。また若手の話については、WG を特定の先生だけに頼る訳にはいかないので、人を増やしていく必要があるが、実施した上で不都合があれば別の方法を考えたい。
- ・エンドースについて、最終的に規制側と意見が一致しない所があるのは仕方ないが、オープンな場で議論できていない。本来、学協会で行われていけば良いのだが、技術評価書を作っていくプロセスについて、透明性が考慮されなければならない。産業界の委員に色々問い合わせが来るのだが、それは個人の立場として専門的な知識を求めているのか、学協会の主査・幹事の立場としての見解を求めているのかが不透明である。また、国の委員会の場で学協会が反論する機会が与えられない。NISA/JNES の意見に対して学協会としての見解を述べるという事がない。その辺を今回の制度改定の中でも、行政対学協会という立場で公の場で議論できる場を是非作って頂きたいと言う事を、昨日の基本政策小委員会で意見させて頂いた。もう一つ、技術評価書の段階で要件がつくという事については、学協会の審議の場で十分議論して欲しい。
- ・炉小委が 6/15 に行われ、その翌日、電気協会 原子力規格委員会で本資料を説明頂いた。その時に出された意見として、JNES 内に作られる規格基準評価委員会の体制がどの様なものか良く判らない、専門家が JNES の委員会にどのように参加すべきかガイドラインのようなもので明確化する必要がある、専門家の人的リソースはあるのか、それをどう上手く人の配分をするのかと言うものがあった。

- ・規格策定の場に NISA/JNES の方がメンバーとして参画するという話があったが、メンバーとして名を連ねていれば良いというものではなく、発言してほしいという事。然るべき時に査読が出来る体制、レビューが出来る体制であるのなら、規格作りの場で積極的に発言するという役割を果たして頂きたい。また、評価委員会や下部の WG には規格策定に参画しない方がメンバーになるということだが、裏返して言えばここに入れられる若手の方も含めて規格策定に参画できなくなると言う関係が出来てしまう事を考えると、どのように専門家としてのキャリアパスを作りながら成長していけるか、それについてはこの協議会での本来の議論の対象、あるいは JANTI での議論ではないかと思っている。

NISA/JNES が委員として出ているのに必ずしも発言せず、技術評価の段階で要件が付くのは何故なのかと言われる事は十分承知している。その一つの解決策として、JNES として予め技術評価の担当者を決め、その担当者が審議の場に出て発言をする。発言をするというのは JNES としての組織のフォローも行うという事であり、JNES としてもある種、業務として参画する事でもある。最終的には技術評価書、NISA 文書として組織決定を受けなければならないが、もう少し関与の責任を明確にして、発言・議論できるようにしたい。その結果、必要であれば炉小委の場等で議論させて頂き、なるべくオープンな議論としたい。

- ・評価委員会への若手の参画は良いのだが、直接の当事者でなければ規格策定に参画していても良いとの判断にして頂きたい。技術評価する対象の分野でなければ、参画しても良いとしなければなかなか人材は集まらないと思われる。また発言して頂くのは良いが、学協会の会議で規制側の意見が必ずしも通るとは限らないので、その意見が通らない場合どうするのか。お互いの論点を明確にすれば良い、又は後から議論すれば良い事も考えられるので、そのような配慮も考えて頂きたい。

規制側から言うと、書面投票の場でしっかり議論させて頂き、今後の検討と言うことであればお互いにその検討を通して明らかにしていく。エンドース対象の規格に対してどういう形でやっていくのかと言う事を、個別の問題を早い段階から打ち合わせをして、互いにある程度理解した上で進めていくプロセスを大事にしていきたい。

- ・評価委員会が屋上屋にならない様にして頂きたい。規格基準は各学協会で十分議論されてきている訳であり、評価委員会の役割を明確にした上で、同じ事をもう一度繰り返すと言う事にならない様にして頂きたい。
- ・今後の技術評価は、双方向のコミュニケーションを基本にして実施されるよう、学協会側も務めていきたい。
- ・情報交換の場が必要であれば、協議会の中に作った方が良い。

今はこの協議会がメインとなっているが、協議会又は WG でも良いが会議体を増やす事は好ましいとは思わないので相談させて頂きたい。又、次の段階として、どの様に事業者、メーカの意見を聞くかについても考えて行かなければと思っている。

- ・協議会は3学協会が互いに話し合う場という位置付け、3学協会と規制側の対話という場が必要という意見、会議の場ばかり増やしてもしょうがないという意見があり、それらをどう折り合いをつけた形で実現するか、引き続き幹事会に出席して頂いて相談していくのが良い。
- ・基本的に賛成であり、是非意見調整をして頂きたい。それから学の立場として一言、特に若手の

先生をサポートしていく仕組みづくりをどう具体化していくのかという話は数年前から出ているのだが、残念ながら具体化しているとは思えない。分けて議論すべきと思うが、規格基準を作り、技術評価をして、どう役立てていくかと言う中で議論しなければならないことから、協議会/幹事会での議論を是非お願いしたい。

3)原子力関連学協会規格類協議会 幹事会からの報告

事務局より、資料 No.25-4 に基づいて、原子力関連学協会規格類協議会 幹事会からの報告があった。主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・技術評価書における要件・要望については、この様な分類で良いかと思われる。

この分類は3学協会共通という事を余り意識せず、機械学会の発電設備規格を念頭に置いているため、原子力学会、電気協会でもこれでよいかどうか確認が必要かと思う。

- ・まずは各学協会を確認した上で、統一したものを協議会に出してほしい。

4)各学協会からの報告

a)性能規定化に対する規格の位置付け及び規格の構成について(日本電気協会)

事務局より、資料 No.25-5 に基づいて、性能規定化に対する規格の位置付け及び規格の構成についての報告があった。主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・エンドースについて、国が決めるのかそれとも学協会から申請しなければいけないのか。

エンドースの申請という手続きはない。整備計画/年度計画の調整等で優先順位を決めて実施していきたい。メリットが多いのであれば、エンドースの申請を受けて対応する事も考えるが、直ちに導入して何か良くなるものでもないと思う。JEAC/JEAG の話もそうだが、民間規格の体系的な整備と、規制側のニーズの整備を合わせておかないと、互いにミスマッチになりかねない。申請を出されてしまうと放置しておく訳には行かないため、柔軟性を失ってしまう事になりかねない。ただし、手続きの明確化は必要。学協会との間で申請をどうするかの話は先の話とっており、現時点では、火力等がやっている JESC の様な仕組みは考えていない。

規制側から規格基準の要望がある場合には、規制強化に関するものが多い。JESC は規制緩和条件等について、要望と言う形で出しているものであり、人的なりソース等を考えると意味のないものではない。

- ・JEAC/JEAG について言えば、JEAC はエンドースするもの、JEAG はしないものという位置付けが記述されているが、これはあくまで規制側の要望と理解している。JEAG をエンドースする場合もあるし、解説部分だけをエンドースすることもあるという理解である。

6.その他

- ・次回の協議会開催日時は、平成 22 年 9 月 21 日(火) 10:00 からとした。

以上